

▶▶▶ 申請取次行政書士管理委員会より

申請取次における適正な業務遂行を 【 注意喚起 】

令和3年8月13日、食品工場で働いている外国人につき通訳業務を行っているとする虚偽の在留期間更新許可申請を行ったとして、出入国管理及び難民認定法違反の容疑で、東京会所属の行政書士が逮捕されたとの報道があり、日本行政書士会連合会会長より「会員逮捕に関する会長声明」がなされました。

当神奈川県行政書士会においては、申請取次業務を行う会員に、ガイダンスや倫理研修を通じて申請取次業務の適正な遂行を指導してきているところですが、会員各位におかれましては、今一度申請取次申出時の「誓約書」記載の誓約事項を肝に銘じ、適正な業務遂行を心がけるよう、お願い致します。

付録1 誓約書

誓 約 書		
		年 月 日
_____行政書士会会長 殿		
行政書士証票登録番号		
事務所名称		
事務所所在地		
氏 名		(職印)
<p>私は、_____行政書士会会員として、行政書士法及び関係法令並びに本会会則、規則等とともに、入管法施行規則に定める申請取次（以下、「申請取次」という。）に係る下記の事項について遵守承諾し、申請取次制度の適正かつ円滑な運営に協力することを誓約します。</p> <p>違背した場合には、厳正なる処分を受けても異議はありません。</p>		
記		
<ol style="list-style-type: none">1. 許可を受けさせることを目的として、資料の内容が偽りであると知りながら提出しないこと。2. 申請内容に係る虚偽の説明を行わないこと。3. 申請人又は入管法上の代理人から直接依頼を受けることなく、第三者を介して依頼を受けた申請を取次がないこと。4. 届出済証明書有効期間内に、前各項のいずれかに違背し、貴会から申請取次に係る処分を受けた場合、その旨を地方出入国在留管理局長に通知されること。5. 届出後、受付拒否事由に該当した場合は、直ちに届出済証明書を単位会を通じ当該地方出入国在留管理局長に返納すること。		

(注) 行政書士法人の社員の場合は、所属する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨）の名称及び所在地を記入、使用人たる行政書士の場合は、主として勤務する事務所の名称及び所在地を記入すること。
なお、文中、「入管法」とは、出入国管理及び難民認定法をさす。